

## 小規模企業共済について

拝啓 会員様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、小規模企業共済（小規模共済）は、国がつくった”経営者のための退職金制度”です。ゆとりある老後の生活を送るために、お勧めする制度ですので、是非ご一読ください。

敬具

### 記

#### 1. 小規模共済に未加入の方

この制度を知っていただくだけで結構です。裏面をご覧ください。

#### 2. 小規模共済に加入の方

小規模共済のメリット（掛金の所得控除など）は実感されていると思います。

さらに、増額や共同経営者の加入を検討しませんか。

##### (1) 掛金を増額してみませんか！

###### ◆ ゆとりある老後のために自助努力

将来、年金だけでは不安という方！

ゆとりある老後を送るために、掛金を増額し将来の受取金を上乗せしませんか。

増額は500円単位で自由に選べ、**掛金全額が所得控除**されます（掛金上限7万円）。

###### ◆ 増額の手続き

次の3つを揃えて、当会の窓口で増額の手続きができます。

①認印 ②増額分の現金 ③**掛金月額変更（増額）申込書**

当会に備え付けておりますので、『お問い合わせ』ください。

##### (2) 個人事業者の場合、共同経営者も加入できる！

個人事業主1人のほかに、**A共同経営者**は、条件を満たせば2人まで加入でき、配偶者や子が該当する場合があります。詳しくは、『お問い合わせ』ください。

##### (3) 法人の場合、ほかの役員も加入できる！

現在、加入している役員のほか、**商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）**に役員として登記があれば、**B会社等の役員**として加入できます。

以上

『お問い合わせ』先 ～ いちき串木野商工会議所 電話番号 0996-32-2049

A 共同経営者～事業主とともに経営に携わっている方で、①②の条件を満たす方。

①事業の経営において、重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を提供している。

②事業の執行に対する報酬を受けている。

B 会社等の役員～株式・有限会社は取締役または監査役、合同・合名・合資会社は業務執行役員

小規模企業共済は、国がつくった経営者のための退職金制度です。

- 昭和40年に「小規模企業共済法」に基づき発足して、今年度で50周年
- 現在の加入者数は、約123万人（26年3月末現在）
- 毎年6万人の方に5千億円以上の共済金をお支払

## 小規模企業共済のポイント

### ポイント1 掛金は、全額所得控除

- 掛金は月額1,000円から7万円の範囲（500円単位）で自由に選べます。
- 払い込んだ掛金は、全額が所得控除の対象となります。

所得から差し引か	雑損控除	⑩	
	医療費控除	⑪	
	社会保険料控除	⑫	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	
	寄附金控除	⑯	
	寡婦、寡夫控除	⑰	0.000

### どんな方が加入できるの？

制度にご加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員（正規雇用人）数によって判断されます。

小売・卸売・サービス業等  
※旅館・娯楽業は除く

農林漁業・製造業・  
建設業・運送業・  
旅館業・娯楽業等



従業員

5人以下の企業



従業員

20人以下の企業

### ポイント2 受取時にも税制のメリット

- 共済金は廃業や退職時のほか、65歳以上で15年以上掛金を納付した方も、受取ることができます。
- 受取は、「一括」「分割」「一括と分割の併用」がある一方、税制のメリットがあります。

一括受取	分割受取
退職所得扱い	公的年金等の雑所得扱い

### ポイント3 資金に困ったら…

- 事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割～9割の範囲内で貸付制度がご利用いただけます。

制度	貸付利率年
一般貸付制度	1.5%

### どこで加入できるの？

青色申告会、商工会、商工会議所、金融機関の本支店などで加入できます。

### 制度の詳しい内容については

制度の詳しい内容や資料請求等につきましては、次の方法でお問い合わせください。

- お電話でのお問い合わせや資料請求  
中小機構 九州 共済部

092-263-1532

- ホームページはこちらで検索

小規模共済 検索